

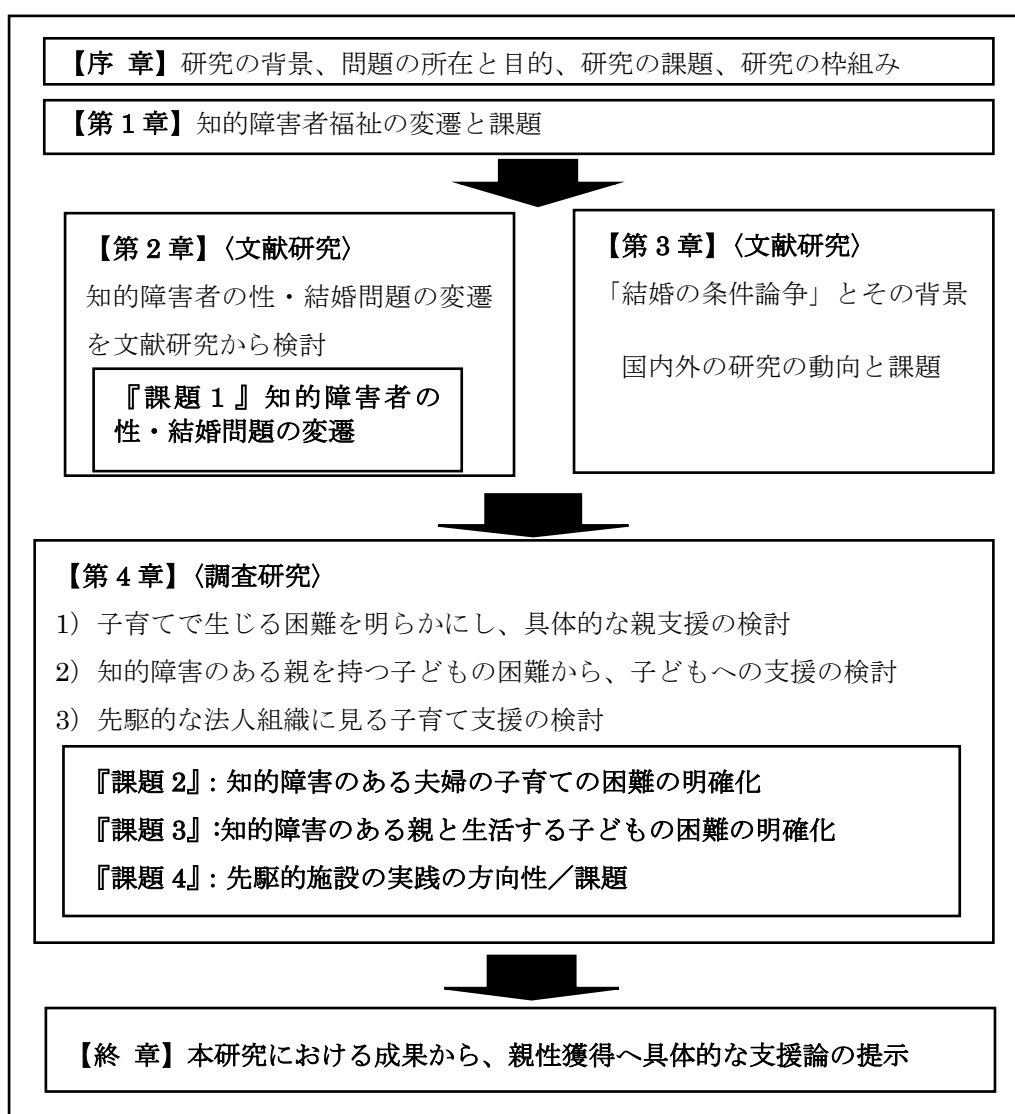
氏名	西村明子
学位の種類	博士(コミュニティ福祉学)
報告番号	乙第355号
学位授与年月日	2021年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第2項該当
学位論文題目	知的障害のある夫婦の子育て支援に関する研究—「親性獲得」の支援プロセスに着目して—
審査委員	(主査) 飯村 史恵 (立教大学コミュニティ福祉学研究科准教授) 平野 方紹 (立教大学コミュニティ福祉学研究科教授) 西田 恵子 (立教大学コミュニティ福祉学研究科教授) 佐藤 久夫 (日本社会事業大学名誉教授)

I. 論文の内容の要旨

(1) 論文の構成

本論文は、知的障害のある人が主体的に生殖家族を形成するあるいは親になることを実現するために必要な支援として重要課題とされている「親性」支援に着目し、調査を踏まえて知的障害のある親の子育て支援プロセスのモデル提示を試みた。論文の構成は、序章を含め、全 6 章で構成されている。各章の概要については、次頁に記載する。

図：論文の構成



(2) 論文の内容要旨

序章では、知的障害のある人の「親性」支援策を主要目的として、知的障害のある人の子育て支援の現状、障害者権利条約第 23 条に明記される生殖家族の形成・親になる権利を論じ、本論における知的障害者の位置づけ、「親性」「親性獲得」概念を整理し、本研究の枠組み、論文構成、研究方法を提示した。

第 1 章では、知的障害者を取り巻く社会的環境は近年大きく変化しており、日本は 2014 年にすべての人権を障害者に平等に保障する障害者権利条約に批准したが、知的障害者個々のニーズや個人の尊厳を基礎にして議論がなされていないこと、「性」を人間関係や社会的側面までも含むセクシュアリティとして捉えきれていない支援者側の意識の問題を指摘した。

第 2 章では、優生思想が、知的障害者の性・結婚観にどのような影響を与えてきたのか、歴史的な思想の観点から考察した。また、知的障害者の性・結婚について知的障害者関係団体や日本性教育協会の機関誌が社会との関係をどのように発信してきたか、時代の変遷から見る議論を文献研究から明らかにした。

第 3 章では、知的障害者の結婚や子育てに関わる国内外の先行研究の論点を整理した。国内の研究から、子どもへの愛情の注ぎ方や育て方、関わり方が分からないといった育児能力の弱さに見られる主体性のなさ、自己決定力の弱さ、育児能力の弱さが子どもの全般的な発達の遅れに結びつく可能性が指摘された。またイギリスの Craft and Craft (1988)、Booth and Booth(1994,1998)の先行事例に焦点を当て、課題を明らかにした。

第 4 章では、3 つの調査研究を実施した。1 つ目は、知的障害のある夫婦への支援実践から結婚生活や子育てに伴う困難を明らかにし、支援実践との関連から課題を探り今後の支援体制を検討した。地域生活で困難が軽減／緩和される生活を導く支援体制を構築していくための考察素材を説明図式へとまとめた。2 つ目は、知的障害のある親のもとで育った成人した子どもの生活体験を検討した。親との生活体験から子どもが困難と捉えた親のエピソードは、親の「育児行動の特性」が顕著に現れ、子どもの発育に影響を及ぼしていたことを明らかにした。3 つ目は、知的障害者の結婚・子育て支援について、先駆的な組織に見る実践の方向性と課題を探った。知的障害のある親の主体的な本人参加型の育児支援を側面から支えることに徹しており、親としての自覚・意識が形成されていく実践であることが明示された。

終章では、本研究の結果—知的障害のある親の「親性獲得」支援プロセスのモデルを作成した。知的障害のある親の子育ては、誰にも相談できない孤立した中で行われることなく他者の手を借りながら他者との豊かな関係性を築くことが普遍的な課題であり、どのような立場の人々にとっても社会の構成員に多様性を持つ人々を包含することが真の豊かさであることを論じた。

Ⅱ. 論文審査の結果の要旨

(1) 論文の特徴

本論文は、知的障害者が自身の子育てにおいて、「親性」を獲得するプロセスに注目し、本人や支援者に対する丹念な調査を通じて、具体的な支援モデルの構築を目指したものである。

知的障害者の子育ては否定され続けてきた歴史的経緯があり、国連障害者権利条約を批准した現代にあっても、子どもを生み育てる権利保障としての支援が確立しているとは言い難い。このような問題意識のもとに本研究では、課題を以下の4点に設定している。①知的障害者の性・結婚問題の変遷、②知的障害のある親の子育ての困難、③知的障害のある親に育てられた子どもの困難、④先駆的施設の子育て支援の実践である。

①では、優生保護政策が合法化されていた時代に遡り、法制度が知的障害者の性・結婚観に与えた影響を整理した。さらに、知的障害者支援の専門誌を探索し、結婚や子育てに対する支援の具体的実践事例は、1980年代以降によく語られるようになってきた実態を明示した。②では、知的障害のある夫婦及びその支援者からのインタビュー調査から、子育てにおいて知的障害者自身が困難と捉える事項をカテゴリー化した。③では、知的障害者を親に持つ子ども自身が親を受容するプロセス、家族全体に対する支援ニーズ等を描き出した。④では、現行制度下における先駆的実践から、子育てにおける本人参加の重要性を実証的に示した。

本研究は、このような多角的な観点から知的障害者の子育て支援を取り上げ、障害者権利条約第23条で謳われている生殖家族を形成する権利を基盤として、知的障害者の子育てという従来、本人の最も身近な存在である親や支援者でさえ敬遠し続けてきた困難な課題に対し、果敢に取り組んだ意欲的な研究である点に、独創性が見い出せる。

(2) 論文の評価

本研究は、長年保護の対象として客体化され続けてきた知的障害者が、子どもを生み、育てるといふ誰もが有する当たり前の権利を実現するための道筋をつける主題に沿うものであり、着想に社会的意義が認められる。障害者権利条約で謳われた普遍的な人権の保障という観点からすれば、批准国である日本に今、まさに問われている課題である。しかし現実には、議論すら十分に行われていない状況があり、社会福祉学研究的視座として不可欠な利用者本人の権利の実

現という理念に適う研究に取り組んだ点は、高く評価すべきであろう。

また、支援モデルを構築するためには、実証研究が不可欠である。その点、本研究においては、知的障害者同士で結婚生活を営んでいる8組の夫婦及びその支援者に対して実施したインタビュー調査（第4章第1節）、知的障害を持つ親とインフォーマルな支援者である元主任児童委員に育てられた子どもによるライフヒストリー調査（第4章第2節）、現行制度を駆使しながら子育て支援の先駆的実践を蓄積してきた法人調査（第4章第3節）等多角的な観点から調査を実施し、課題を精査し、子育て支援のプロセスモデルを導き出している。

一方、「親性」という概念の精緻化や、それを習得・内在化することの意味づけ、モデルの妥当性検証等は、今後の課題として残されている。さらに文献研究で描き出された支援不在の時代における諸問題と、支援モデルを導き出すために行われた調査研究の関連づけについても、不十分な点が散見された。

本研究の成果は、知的障害者の支援はもとより、今後の研究の深化により、障害を有する人々と他者及び社会のありようを問うことに繋がり、さらに発展できる可能性が期待される。

以上述べてきた通り、本研究には複数の課題が残されているが、テーマが持つ学術的かつ今日的な意義、課題設定の重要性、実証研究に基づく一定のモデル提示などの点において、学位（博士）授与に相当する学術的水準を満たしていると言える。